

Ⅱ 募集人員

専攻	コース	一次募集人員	二次募集人員
法文学	法学	5人 4人	若干人
	人文学	7人	若干人
産業システム創成	経済・経営	4人	若干人
	環境・資源マネジメント	4人 3人	若干人

~~(注)1 募集人員は、現在、研究科等連係課程の制度を活用し、新たな教育課程を申請中であることから、今後変更となる場合があります。なお、変更する場合には速やかに愛媛大学ホームページ等でお知らせします。~~

(注)2 募集人員は、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、オープン型選抜（法文学専攻のみ）及び推薦入学特別選抜（産業システム創成専攻のみ）の合計人数です。

Ⅲ 出願資格

1 一般選抜

令和5年3月までに次の(1)から(14)までのいずれかに該当する者とします。

- (1) 大学を卒業した者及び卒業見込みの者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達するもの